

改正案

現行

（免許申請書）

（免許申請書）

第一条（略）

第一条（略）

2 法第八十二条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

2 法第八十二条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～三（略）

一～三（略）

四 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面

四 役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面

五（略）

五（略）

六 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下同じ。）の数を記載した書類（免許を受けようとする者が株式会社である場合に限る。）

六 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権（法第百三条第一項に規定する議決権をいう。以下同じ。）の数を記載した書類（免許を受けようとする者が株式会社である場合に限る。）

七～十一（略）

七～十一（略）

3 証券取引所以外の株式会社が従前の目的を変更して取引所有価証券市場を開設するため法第八十二条第一項の規定により免許申請書を提出する場合には、同条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、前項各号（第三号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

3 証券取引所以外の株式会社が従前の目的を変更して取引所有価証券市場を開設するため法第八十二条第一項の規定により免許申請書を提出する場合には、同条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、前項各号（第三号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

一・二（略）

一・二（略）

三 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）

三 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面

（証券取引所の子会社の認可申請）

（証券取引所の子会社の認可申請）

第二条の二 証券取引所は、法第八十七条の二の二第一項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

第二条の二 証券取引所は、法第八十七条の二の二第一項ただし書の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一（略）

一（略）

二 当該証券取引所及び認可を受けようとする子会社（法第八十七条の二の二第二項に規定する子会社をいう。以下この条、第十八条第三号及び第三十条第二項第六号において同じ。）に関する次に掲げる書類

二 当該証券取引所及び認可を受けようとする子会社（法第八十七条の二の二第二項に規定する子会社をいう。以下この条、第十八条第三号及び第三十条第二項第六号において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ（略）

イ（略）

ロ 当該認可後三事業年度における当該証券取引所及び当該子会社（子会社となる会社を

ロ 当該認可後三営業年度における当該証券取引所及び当該子会社（子会社となる会社を

含む。)の収支の見込みを記載した書類

三 当該認可に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ、ニ (略)

ホ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類

ヘ 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名を記載した書類

ト 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称を記載した書類

(認可を要する定款に係る事項)

第三条 法第八十八条第二項各号又は第百二条各号に掲げる事項については、その細則を定款以外の規則に委ねる場合においても、当該規則について法第四百九十九条第一項に規定する金融庁長官の認可を受けなければならない。

(財産目録)

第三条の二 法第百条の七第一項において読み替えて準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2| 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第百条の七第一項において読み替えて準用する会社法第六百四十四条第一号及び第二号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算中の証券会員制法人の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3| 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

一 資産

二 負債

三 正味資産

(清算開始時の貸借対照表)

第三条の三 法第百条の七第一項において読み替えて準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

2| 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

3| 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合にお

含む。)の収支の見込みを記載した書類

三 当該認可に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ、ニ (略)

ホ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類

ヘ 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名を記載した書類

(新設)

(認可を要する定款に係る事項)

第三条 法第八十八条第一項各号又は第百二条各号に掲げる事項については、その細則を定款以外の規則に委ねる場合においても、当該規則について法第四百九十九条第一項に規定する金融庁長官の認可を受けなければならない。

(新設)

(新設)

いて、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 純資産

4 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

(決算報告)

第四条 法第百条の七第一項において読み替えて準用する会社法第五百七条第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

- 一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額
- 二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額
- 三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）
- 四 会員一人当たりの分配額

2 前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 残余財産の分配を完了した日
- 二 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

(組織変更をする会員証券取引所の事前開示事項)

第五条 法第百一条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 組織変更計画の内容
- 二 組織変更後株式会社証券取引所（法第百一条の二第三項に規定する組織変更後株式会社証券取引所をいう。以下同じ。）の債務の履行の見込みに関する事項
- 三 法第百一条の三第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下第二十六条の二を除いて同じ。）を主たる事務所に備え置いた日後、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第五条の二 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 一 法第百一条の三第二項第三号

(組織変更計画書の記載事項)

第四条 法第百一条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 組織変更後の株式会社証券取引所（法第八十七条の四第二項に規定する株式会社証券取引所をいう。以下同じ。）の商号
- 二 組織変更後の株式会社証券取引所の資本の額及び資本準備金の額
- 三 組織変更後に発行する株式の総数
- 四 会員に対する割当てにより発行する株式の総数及び発行価額
- 五 組織変更前の会員証券取引所（法第八十七条の四第一項に規定する会員証券取引所をいう。以下同じ。）の会員に対して支払う金額を定めたときは、その規定

(組織変更前の会員証券取引所が備え置くべき書類)

第五条 法第百一条の三第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 組織変更計画書
- 二 組織変更に関する議案
- 三 組織変更後の株式会社証券取引所の定款
- 四 会員に対する株式の割当てに関する事項について理由を記載した書面
- 五 最終の貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された収支計算書

(新設)

- 二 法第百一条の五第二項第三号
- 三 法第百三十九条の三第二項第三号
- 四 法第百三十九条の四第九項第三号
- 五 法第百三十九条の五第二項第三号
- 六 法第百三十九条の六第五項第三号
- 七 法第百三十九条の七第二項第三号
- 八 法第百三十九条の十三第三項第三号
- 九 法第百三十九条の十四第二項第三号
- 十 法第百三十九条の二十一第三項第三号

(電磁的記録に記録された情報を提供するための電磁的方法)

第五條の三 法第百一条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、組織変更をする会員証券取引所が定めたものをいう。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

(組織変更後株式会社証券取引所の事後開示事項等)

第六條 法第百一条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 組織変更が効力を生じた日
- 二 組織変更をする会員証券取引所における法第百一条の四の規定による手続の経過
- 三 組織変更により組織変更後株式会社証券取引所が組織変更をする会員証券取引所から承継した重要な権利義務に関する事項
- 四 法第百一条の三第一項の規定により組織変更をする会員証券取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項(組織変更契約の内容を除く。)
- 五 法第百一条の十四第一項の登記をした日
- 2 法第百一条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、前条各号に掲げるもののうち、組織変更後株式会社証券取引所が定めたものをいう。

(株式の発行等により一に満たない株式の端数を処理する場合における市場価格)

第六條の二 法第百一条の六第二項において読み替えて準用する会社法第二百三十四條第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもつて法第百一条の六第二項において読み替えて準用する会社法第二百三十四條第二

(新設)

(組織変更後の株式会社証券取引所が備え置くべき書類に記載する事項)

第六條 法第百一条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第百一条の四において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)第百條第一項から第三項までの規定による手続の経過
- 二 組織変更の日
- 三 法第百一条の九第一項の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、同条第四項において準用する商法第百七十三條ノ二第一項の規定による株式会社取締役及び監査役となるべき者の調査に関する事項

(新設)

項に規定する株式の価格とする方法とする。

一 当該株式を市場において行う取引によつて売却する場合 当該取引によつて売却する価格

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 法第百一条の六第二項において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項の規定により売却する日（以下この号において「売却日」という。）における当該株式を取引する市場における最終の価格（当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却日が当該市場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

ロ 売却日において当該株式が公開買付け等（法第二十七条の二第六項（法第二十七条の二十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。）の対象であるときは、当該売却日における当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

（会計慣行のしん酌）

第六条の三 次条から第六条の六までの用語の解釈及び規定の適用に関して、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

（組織変更後株式会社証券取引所の資本金として計上すべき額）

第六条の四 法第百一条の七に規定する内閣府令で定める組織変更後株式会社証券取引所の資本金として計上すべき額は、組織変更の直前の会員証券取引所の基本金の額とする。

（組織変更の際しての計算に必要な事項）

第六条の五 法第百一条の八に規定する内閣府令で定める組織変更の際しての計算に必要な事項は、次条及び第六条の六の規定に定めるところによる。

（組織変更後株式会社証券取引所の株主資本）

第六条の六 会員証券取引所が組織変更をする場合には、当該組織変更をすることを理由にその有する資産及び負債の帳簿価額を変更することはできない。

2 会員証券取引所が組織変更をする場合には、組織変更後株式会社証券取引所の次の各号に掲げる額は、零とする。

一 資本準備金の額

二 その他資本剰余金の額

三 利益準備金の額

四 その他利益剰余金の額

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

(新設)

〔組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対して通知すべき事項〕
第六条の七 法第一百一条の十第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 組織変更後株式会社証券取引所が発行することができる株式の総数（組織変更後株式会社証券取引所が種類株式発行会社である場合にあつては、各種類の組織変更時発行株式の発行可能種類株式総数を含む。）
- 二 組織変更後株式会社証券取引所（組織変更後株式会社証券取引所が種類株式発行会社である場合を除く。）が発行する組織変更時発行株式の内容として会社法第一百七十一条各号に掲げる事項を定めているときは、当該株式の内容
- 三 組織変更後株式会社証券取引所（組織変更後株式会社証券取引所が種類株式発行会社である場合に限る。）が会社法第八十一条各号に掲げる事項につき内容の異なる組織変更時発行株式を発行することとしているときは、各種類の株式の内容（ある種類の株式につき同条第三項の定款のある場合において、当該定款の定めにより組織変更後株式会社証券取引所が当該種類の株式の内容を定めていないときは、当該種類の株式の内容の要綱）
- 四 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数（組織変更後株式会社証券取引所が種類株式発行会社である場合にあつては、各種類の株式の単元株式数）
- 五 組織変更後株式会社証券取引所の定款に次に掲げる定めがあるときは、その規定
 - イ 会社法第三十九条第一項、第四百十条第五項又は第四百四十五条第一号若しくは第二号に規定する定款の定め
 - ロ 会社法第六十四条第一項に規定する定款の定め
 - ハ 会社法第六十七條第三項に規定する定款の定め
 - ニ 会社法第六十八條第一項又は第六十九條第二項に規定する定款の定め
 - ホ 会社法第七十四條に規定する定款の定め
 - ヘ 会社法第七十七條に規定する定款の定め
 - ト 会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二十六条第一号又は第二号に規定する定款の定め
- 六 株主名簿管理人を置く旨の定款の定めがあるときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所
- 七 定款に定められた事項（会社法第二百三条第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であつて、当該組織変更後株式会社証券取引所に対して組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

〔検査役が提供する電磁的記録〕

第六条の八 法第一百一条の十の七第三項において読み替えて準用する会社法第二百七条第四項

(新設)

に規定する内閣府令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第一項各号のいずれかに該当する構造の磁気ディスク（電磁的記録に限る。）及び法第一百一条の七第三項において読み替えて準用する会社法第二百七条第四項の規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供）

第六条の九 法第一百一条の七第三項において読み替えて準用する会社法第二百七条第六項に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）のうち、同項の規定により同項の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

（検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券）

第六条の十 法第一百一条の七第三項において読み替えて準用する会社法第二百七条第九項第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもつて同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

一 法第一百一条の九第三号の価額を定めた日（以下この条において「価額決定日」という。）における当該有価証券を取引する市場における最終の価格（当該価額決定日に売買取引がない場合又は当該価額決定日が当該市場の休業日に当たつた場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格）

二 価額決定日において当該有価証券が公開買付け等の対象であるときは、当該価額決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

（出資された財産等の価額が不足する場合に責任をとるべき理事）

第六条の十一 法第一百一条の七第三項において読み替えて準用する会社法第二百十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 総会に現物出資財産（法第一百一条の十の四第一項に規定する現物出資財産をいう。）の価額の決定に関する議案を提案した理事

二 前号の議案の決定に同意した理事

（証券取引法施行令に係る電磁的方法）

第六条の十二 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第十九条の二の五第一項の規定により示すべき電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの
イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方式

(電磁的方法)

第六条の十三 令第十九条の二の五第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(組織変更認可申請書)

第七条 法第一条の十一第一項の規定による認可を受けようとする者は、同条第二項の組織変更認可申請書に同条第三項に規定する書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第一条の十一第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 組織変更計画の内容を記載した書面

三 組織変更後株式会社証券取引所の定款、業務規程及び受託契約準則

四 組織変更計画を承認した総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

五 (略)

(新設)

(組織変更認可申請書)

第七条 法第一条の十一第一項の認可を受けようとする者は、同条第二項の組織変更認可申請書に同条第三項に規定する書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第一条の十一第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 組織変更計画書

三 組織変更後の株式会社証券取引所の定款、業務規程及び受託契約準則

四 組織変更計画書を承認した総会の議事録

五 (略)

六 組織変更後株式会社証券取引所の役員（役員が法人であるときは沿革を記載した書面）、住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人であるときは登記事項証明書）並びにその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまで及び会社法第三百三十一條第一項第三号又は第三百三十三條第三項に該当しないことを誓約する書面

七・八 (略)

九 組織変更後株式会社証券取引所の役員となるべき者が就任を承諾したことを証する書面

十 法第百一条の九の規定により組織変更時発行株式を発行するときは、次に掲げる書面

イ 組織変更時発行株式の引受けの申込みを証する書面

ロ 金銭を出資の目的とするときは、法第百一条の十の四第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

(1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

(2) 法第百一条の十の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

(3) 法第百一条の十の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(4) 法第百一条の十の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号に規定する金銭債権について記載された会計帳簿

ニ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

十一 法第百一条の四第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

十二 (略)

十三 組織変更後株式会社証券取引所の事務の機構及び分掌を記載した書類

十四 (略)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第八条 法第百三条第一項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法第百五十六條第一項（同法第百六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券

六 組織変更後の株式会社証券取引所の役員（役員が法人であるときは沿革を記載した書面）並びにその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまで及び商法第二百五十四條ノ二第三号に該当しないことを誓約する書面

七・八 (略)

九 株式会社証券取引所の役員となるべき者が就任を承諾したことを証する書面

十 法第百一条の九第一項の規定により組織変更の際に株式を発行するときは、次に掲げる書面

イ 株式の申込み及び引受けを証する書面

ロ 取締役及び監査役又は検査役の調査報告書、法第百一条の九第三項において準用する商法第七十三條第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面（これらの附属書類並びに現物出資の目的たる有価証券の取引所の相場を証する書面）

ハ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

ニ 払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

十一 法第百一条の四において準用する商法第百條第一項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

十二 (略)

十三 組織変更後の株式会社証券取引所の事務の機構及び分掌を記載した書類

十四 (略)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第八条 法第百三条第一項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社（外国証券業者に関する

券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社に委託して行つた場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式に係る議決権（法第百三条第五項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

四（略）

（削る）

（株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書の添付書類）

第九条の五 法第百六条の三第一項の規定による認可を受けようとする者は、認可申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 株式会社証券取引所の主要株主基準値（法第百六条の三第一項に規定する主要株主基準値をいう。以下この条において同じ。）以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする者（法人である者に限る。） 次に掲げる書類

イ（略）

ロ 当該法人に関する次に掲げる書類

(1)・(2)（略）

(3) 取締役及び監査役（当該者が会社以外の者にあつては、理事、監事その他これらに準ずる者、委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(4) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面。以下同じ。）、住民票の抄本若しくはこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書。以下同じ。）及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(5)（略）

(6) 当該認可の申請が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。以下この条において同じ。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(7)・(8)（略）

(9) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該者の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社に委託して行つた場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式に係る議決権（法第百三条第五項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

四（略）

五 会社が自己の株式の消却を行うために取得し、又は所有する会社の株式に係る議決権

（株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書の添付書類）

第九条の五 法第百六条の三第一項の規定による認可を受けようとする者は、認可申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 株式会社証券取引所の主要株主基準値（法第百六条の三第一項に規定する主要株主基準値をいう。以下この条において同じ。）以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする者（法人である者に限る。） 次に掲げる書類

イ（略）

ロ 当該法人に関する次に掲げる書類

(1)・(2)（略）

(3) 取締役及び監査役（当該者が会社以外の者にあつては、理事、監事その他これらに準ずる者、委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面

（新設）

(4)（略）

(5) 当該認可の申請が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。以下この条において同じ。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

(6)・(7)（略）

(8) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該者の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

二 株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする者（前号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該者に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(3) (略)

(4) 前号ロ(10)から(13)までに掲げる書類

三 株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする法人の設立をしようとする者 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この号において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役（当該者が会社以外の者にあつては、理事、監事その他これらに準ずる者、委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(3) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書、住民票の抄本若しくはこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(4) (略)

(5) 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面）

(6) (略)

(7) (略)

(8) 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

(9) (略)

(12) (略)

（特定保有者に係る認可申請）

第九条の八 特定保有者（法第六十六条の三第三項に規定する特定保有者をいう。）は、同条第四項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 第九条の五第一号ロ(1)から(13)までに掲げる書類

二 株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする者（前号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該者に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(3) (略)

(4) 前号ロ(10)から(12)までに掲げる書類

三 株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする法人の設立をしようとする者 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この号において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役（当該者が会社以外の者にあつては、理事、監事その他これらに準ずる者、委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面

（新設）

(3) (略)

(4) 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録）

(5) (略)

(6) (略)

(7) 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

(8) (略)

(11) (略)

（特定保有者に係る認可申請）

第九条の八 特定保有者（法第六十六条の三第三項に規定する特定保有者をいう。）は、同条第四項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 第九条の五第一号ロ(1)から(12)までに掲げる書類

(証券取引所持株式会社の認可申請書)

第九条の九 法第百六条の十第一項の規定による認可を受けようとする者は、法第百六条の十一第一項の認可申請書に同条第二項に規定する書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 法第百六条の十一第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に依り当該各号に定めるものとする。

一 株式会社証券取引所を子会社(法第百三条第四項に規定する子会社をいう。以下この条、次条、第九条の十三及び第三十条の二第二項第三号において同じ。)としようとする場合に掲げる書類

イ (略)

ロ 株式会社証券取引所を子会社としようとする者に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(3) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書、住民票の抄本若しくはこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(4) (略)

(5) 株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(6)・(7) (略)

(8) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該者の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

(9)・(10) (略)

ハ 子会社となる株式会社証券取引所に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の役職名及び氏名を記載した書類

(3) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称を記載した書類

(4) ロ(8)に掲げる書類

ニ 法第百六条の十第一項の規定による認可後三事業年度における当該者及びその子会社である株式会社証券取引所の収支の見込みを記載した書類

ホ (略)

二 株式会社証券取引所を子会社とする会社の設立をしようとする場合 次に掲げる書類

(証券取引所持株式会社の認可申請書)

第九条の九 法第百六条の十第一項の認可を受けようとする者は、法第百六条の十一第一項の認可申請書に同条第二項に規定する書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 法第百六条の十一第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に依り当該各号に定めるものとする。

一 株式会社証券取引所を子会社(法第百三条第四項に規定する子会社をいう。以下この条、次条及び第三十条の二第二項第三号において同じ。)としようとする場合に掲げる書類

イ (略)

ロ 株式会社証券取引所を子会社としようとする者に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(新設)

(3) (略)

(4) 株主総会又は取締役会の議事録

(5)・(6) (略)

(7) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該者の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

(8)・(9) (略)

ハ 子会社となる株式会社証券取引所に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の役職名及び氏名を記載した書類

(新設)

(3) ロ(7)に掲げる書類

ニ 法第百六条の十第一項の認可後三事業年度における当該者及びその子会社である株式会社証券取引所の収支の見込みを記載した書類

ホ (略)

二 株式会社証券取引所を子会社とする会社の設立をしようとする場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 法第百六条の十第一項の規定に基づく認可を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

(1) 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(2) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書、住民票の抄本若しくはこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(3) (略)

(4) 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面）

(5)・(6) (略)

(7) 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

(8)・(9) (略)

ハ 子会社となる株式会社証券取引所に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の役職名及び氏名を記載した書類

(3) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称を記載した書類

(4) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

ニ 当該設立後三事業年度における設立会社及びその子会社である株式会社証券取引所の収支の見込みを記載した書類

ホ (略)

(証券取引所持株会社の認可の予備審査)

第九条の十 株式会社証券取引所を子会社としようとする者又は株式会社証券取引所を子会社とする会社を設立しようとする者は、法第百六条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

(特定持株会社に係る認可申請)

第九条の十一 特定持株会社（法第百六条の十第三項に規定する特定持株会社をいう。）は、同

イ (略)

ロ 法第百六条の十第一項の認可を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

(1) 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(新設)

(2) (略)

(3) 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録）

(4)・(5) (略)

(6) 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

(7)・(8) (略)

ハ 子会社となる株式会社証券取引所に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の役職名及び氏名を記載した書類

(新設)

(3) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

ニ 当該設立後三営業年度における設立会社及びその子会社である株式会社証券取引所の収支の見込みを記載した書類

ホ (略)

(証券取引所持株会社の認可の予備審査)

第九条の十 株式会社証券取引所を子会社としようとする者又は株式会社証券取引所を子会社とする会社を設立しようとする者は、法第百六条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

(特定持株会社に係る認可申請)

第九条の十一 特定持株会社（法第百六条の十第三項に規定する特定持株会社をいう。）は、同

項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第九条の九第二項第一号ロ(1)から(10)までに掲げる書類

(公衆縦覧の事項等)

第十条 (略)

2 株式の転換(当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。)又は新株予約権の行使によつて発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に変更があつた場合における発行済株式の総数又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のものによることができる。

3・4 (略)

(資本金の額の減少の認可申請)

第十一条 株式会社証券取引所は、法第百五条第一項の規定による資本金の額の減少について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 資本金の額の減少の方法を記載した書類

三 株主総会又は取締役会の議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。)

四 (略)

五 会社法第四百四十九条第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 株券発行会社にあつては会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面(削る)

七 その他参考となるべき事項を記載した書類

項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第九条の九第二項第一号ロ(1)から(9)までに掲げる書類

(公衆縦覧の事項等)

第十条 (略)

2 株式の転換又は新株予約権の行使によつて発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に変更があつた場合における発行済株式の総数又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のものによることができる。

3・4 (略)

(資本の額の減少の認可申請)

第十一条 株式会社証券取引所は、法第百五条第一項の規定による資本の額の減少について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 資本の額の減少の方法を記載した書類

三 株主総会の議事録

四 (略)

五 商法第三百七十六条第一項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

六 株式の併合をする場合においては、商法第二百十五條第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

七 株式の消却をする場合においては、商法第二百十五條第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八 その他参考となるべき事項を記載した書類

(資本金の額の増加の届出)

第十二条 株式会社証券取引所は、法第五十五条第二項の規定による資本金の額の増加について届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

二 資本金の額の増加の方法を記載した書類

三 (略)

(有価証券の上場廃止の届出)

第十七条 (略)

2 前項の届出は、当該有価証券の上場を廃止しようとする日の七日前までにしなければならない。ただし、発行者に次の各号に掲げる事実が発生したときは当該有価証券の上場を廃止しようとする日の前日までに届出をしなければならない。

一・二 (略)

三 事業の全部の休止又は廃止

四 (略)

(解散等の認可申請に係る添付書類)

第二十四条 証券取引所は、法第三十五条第一項の規定により解散に関する総会の決議について認可を受けようとするとき又は合併について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 解散又は合併の決議を行った総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三 (略)

(会員証券取引所と会員証券取引所との吸収合併契約において定める事項)

第二十五条 法第三十七条第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併消滅会員証券取引所(法第三十七条第一号に規定する吸収合併消滅会員証券取引所をいう。以下同じ。)の会員が吸収合併に際して吸収合併存続会員証券取引所(法第三十七条第一号に規定する吸収合併存続会員証券取引所をいう。以下同じ。)の会員となる

(資本の額の増加の届出)

第十二条 株式会社証券取引所は、法第五十五条第二項の規定による資本の額の増加について届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 取締役会の議事録(株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社において、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面)

二 資本の額の増加の方法を記載した書類

三 (略)

(有価証券の上場廃止の届出)

第十七条 (略)

2 前項の届出は、当該有価証券の上場を廃止しようとする日の七日前までにしなければならない。ただし、発行者に次の各号に掲げる事実が発生したときは当該有価証券の上場を廃止しようとする日の前日までに届出をしなければならない。

一・二 (略)

三 営業又は事業の全部の休止又は廃止

四 (略)

(解散等の認可申請に係る添付書類)

第二十四条 証券取引所は、法第三十五条第一項の規定により解散に関する総会の決議について認可を受けようとするとき又は合併について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 解散又は合併の決議を行った総会の議事録

三 (略)

(会員証券取引所が合併を行う場合の合併契約書記載事項)

第二十五条 法第三十八条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、法第三十六条第二項第一号に掲げる場合にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 合併を行う会員証券取引所の一方が合併後存続する場合 次に掲げる事項
イ 合併後存続する会員証券取引所が合併により定款を変更するときは、その規定

ときは、当該会員の名称及び住所並びに出資の価額

二 吸収合併存続会員証券取引所が吸収合併に際して吸収合併消滅会員証券取引所の会員に對してその持分に代わる金銭を交付するときは、その当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅会員証券取引所の会員に對する同号の金銭の割當てに関する事項

四 吸収合併存続会員証券取引所の基本金及び基本準備金に関する事項

ロ 合併後存続する会員証券取引所が合併により消滅する会員証券取引所の会員に對し割り當てる出資に関する事項

ハ 合併後存続する会員証券取引所の基本金及び基本準備金に関する事項

ニ 合併により消滅する会員証券取引所の会員に對して支払う金額を定めたときは、その規定

ホ 合併を行う各会員証券取引所において、法第百三十七条第一項に掲げる承認を受ける總會の期日

ヘ 合併を行う時期

二 合併により会員証券取引所を設立する場合 次に掲げる事項

イ 合併により設立される会員証券取引所の定款の規定

ロ 合併により設立される会員証券取引所が合併により消滅する各会員証券取引所の会員に對し割り當てる出資に関する事項

ハ 合併により設立される会員証券取引所の基本金及び基本準備金に関する事項

ニ 合併により消滅する各会員証券取引所の会員に對して支払う金額を定めたときは、その規定

ホ 合併を行う各会員証券取引所において、法第百三十七条第二項に掲げる承認を受ける總會の期日

ヘ 合併を行う時期

2 法第百三十八条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、法第百三十六条第二項第二号に掲げる場合にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 合併を行う株式会社証券取引所が合併後存続する場合 次に掲げる事項

イ 合併後存続する株式会社証券取引所が合併により定款を変更するときは、その規定

ロ 合併後存続する株式会社証券取引所が合併に際して発行する新株の総数、種類及び数並びに合併により消滅する会員証券取引所の会員に對する新株の割當てに関する事項

ハ 合併後存続する株式会社証券取引所の増加すべき資本の額及び準備金に関する事項

ニ 合併により消滅する会員証券取引所の会員に對して支払う金額を定めたときは、その規定

ホ 合併後存続する株式会社証券取引所において商法第四百八条第一項に掲げる承認を受ける株主總會の期日及び合併により消滅する会員証券取引所において法第百三十七条第一項に掲げる承認を受ける總會の期日

ヘ 合併を行う時期

ト 合併後存続する株式会社証券取引所が合併の日までに利益の配當又は商法第二百九十九条ノ五第一項の金銭の分配を行うときは、その限度額

(会員証券取引所と会員証券取引所との新設合併契約において定める事項)

第二十五条の二 法第百三十八条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 新設合併設立会員証券取引所（法第百三十八条第二号に規定する新設合併設立会員証券取引所をいう。）の会員についての当該会員の名称及び住所並びに出資の価額
- 二 新設合併設立会員証券取引所の基本金及び基本準備金に関する事項

(吸収合併消滅会員証券取引所の事前開示事項等)

第二十五条の三 法第百三十九条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

- イ 吸収合併存続証券取引所（法第百三十六条第二項に規定する吸収合併存続証券取引所をいう。以下同じ。）が株式会社証券取引所である場合 法第百三十九条第二号及び第三号に掲げる事項についての定め

ロ 吸収合併存続証券取引所が会員証券取引所である場合 第二十五条第二号及び第三号に掲げる事項についての定め

升 合併後存続する株式会社証券取引所につき合併に際して就任すべき取締役又は監査役を定めたときは、その規定

二 合併により株式会社証券取引所を設立する場合 次に掲げる事項

イ 合併により設立される株式会社証券取引所の定款の規定

ロ 合併により設立される株式会社証券取引所が合併に際して発行する株式の種類及び数並びに合併により消滅する会員証券取引所の会員及び合併により消滅する株式会社証券取引所の株主に対する株式の割当てに関する事項

ハ 合併により設立される株式会社証券取引所の資本の額及び準備金に関する事項

ニ 合併により消滅する会員証券取引所の会員及び合併により消滅する株式会社証券取引所の株主に対して支払う金額を定めたときは、その規定

ホ 合併により消滅する会員証券取引所において法第百三十七条第一項に掲げる承認を受ける総会の期日及び合併により消滅する株式会社証券取引所において商法第四百八条第一項に掲げる承認を受ける株主総会の期日

ヘ 合併を行う時期

ト 合併により消滅する株式会社証券取引所が合併の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を行うときは、その限度額

升 合併により設立される株式会社証券取引所の取締役及び監査役の氏名

(新設)

(新設)

二 吸収合併消滅会員証券取引所の会員に対して交付する株式等（法第百三十九条第二号に規定する株式等をいう。）の全部又は一部が吸収合併存続株式会社証券取引所の株式であるときは、当該吸収合併存続株式会社証券取引所の定款の定め

三 吸収合併存続証券取引所についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（株式会社証券取引所にあつては会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類及び事業報告（同法第四百三十六条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。）をいい、会員証券取引所にあつては貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された収支計算書をいう。以下同じ。）の内容（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続証券取引所の成立の日における貸借対照表の内容）

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続証券取引所の成立の日。ハにおいて同じ。）後の日を臨時決算日（会社法第四百四十一条第一項に規定する臨時決算日をいう。二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの。）とする臨時計算書類等（同項に規定する臨時計算書類（同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。）をいう。以下同じ。）があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百三十九条の第三項の規定による総会の決議の五日前の日後、吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四 吸収合併消滅会員証券取引所（清算中の証券会員制法人を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅会員証券取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百三十九条の第三項の規定による総会の決議の五日前の日後、吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続証券取引所の債務（法第百三十九条の第三項において準用する法第百一条の四第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

六 法第百三十九条の第三項の規定による総会の決議の五日前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

2) 法第百三十九条の第三項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第五条の三に掲げるものうち、吸収合併消滅会員証券取引所が定めたものをいう。

(吸収合併存続会員証券取引所の事前開示事項等)

第二十五条の四 法第百三十九条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第二十五条各号に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項

二 吸収合併消滅会員証券取引所(清算中の証券会員制法人を除く。)についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅会員証券取引所の成立の日における貸借対照表)の内容

ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅会員証券取引所の成立の日。ハにおいて同じ。)後の日を臨時決算日(二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの)とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第百三十九条の五第三項の規定による総会の決議の五日前の日後、吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

三 吸収合併消滅会員証券取引所(清算中の証券会員制法人に限る。)が法第百条の七第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四 吸収合併存続会員証券取引所において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続会員証券取引所の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第百三十九条の五第三項の規定による総会の決議の日の五日前の日後、吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会員証券取引所の債務(法第百三十九条の四第四項において準用する法第百一条の四第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

六 法第百三十九条の四第二項の総会の決議の五日前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(吸収合併存続会員証券取引所の事後開示事項)

(新設)

第二十五条の五 法第百三十九条の四第七項に規定する吸収合併に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- 一 吸収合併が効力を生じた日
 - 二 吸収合併消滅会員証券取引所における法第百三十九条の三第五項において準用する法第百一条の四の規定による手続の経過
 - 三 吸収合併存続会員証券取引所における法第百三十九条の四第四項において準用する法第百一条の四の規定による手続の経過
 - 四 吸収合併により吸収合併存続会員証券取引所が吸収合併消滅会員証券取引所から承継した重要な権利義務に関する事項
 - 五 法第百三十九条の三第一項の規定により吸収合併消滅会員証券取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）
 - 六 法第百四十五条第一項において準用する商業登記法第七十九条の変更の登記をした日
 - 七 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項
- 2] 法第百三十九条の四第九項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第五条の三に掲げるものうち、吸収合併存続会員証券取引所が定めたものをいう。

(新設合併消滅会員証券取引所の事前開示事項等)

第二十五条の六 法第百三十九条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め相当性に関する事項
- イ 新設合併設立証券取引所（法第百三十六条第二項に規定する新設合併設立証券取引所をいう。以下同じ。）が株式会社証券取引所である場合 法第百三十九条の二第六号から第九号までに掲げる事項についての定め
- ロ 新設合併設立証券取引所が会員証券取引所である場合 新設合併設立会員証券取引所が新設合併消滅会員証券取引所の会員に対して支払う金額を定めたときは、その定め
- 二 新設合併消滅株式会社証券取引所が新株予約権を発行しているときは、法第百三十九条の二第一項第八号及び第九号に掲げる事項についての定め（当該事項についての定めとして、全部又は一部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する新設合併設立株式会社証券取引所の新株予約権の数及び金銭の額を零と定めた場合における当該定めを含む。）の相当性に関する事項
- 三 他の新設合併消滅会員証券取引所（清算中の証券会員制法人を除く。）についての次に掲げる事項
- イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅会員証券取引所の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅会員証券取引所の成立の日）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

四 他の新設合併消滅会員証券取引所（清算中の証券会員制法人に限る。）が法第百条の七

第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

五 新設合併消滅会員証券取引所（清算中の証券会員制法人を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅会員証券取引所の成立の日

）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百三十九条の三第三項の規定による総会の決議の十日前の日後、新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

六 新設合併が生ずる日以後における新設合併設立証券取引所の債務（他の新設合併消滅証券取引所から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

七 法第百三十九条の三第三項の規定による総会の決議の十日前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

2| 法第百三十九条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第五条の三に掲げるものうち、新設合併消滅会員証券取引所の定めるものをいう。

（新設合併設立会員証券取引所の事後開示事項）

第二十五条の七 法第百三十九条の六第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設合併が効力を生じた日

二 法第百三十九条の五第五項において準用する法第百一条の四の規定による手続の経過

三 新設合併により新設合併設立会員証券取引所が新設合併消滅会員証券取引所から承継した重要な権利義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

（新設合併設立会員証券取引所の事後開示事項等）

第二十五条の八 法第百三十九条の六第四項に規定する内閣府令で定める事項は、法第百三十九

九条の五第一項の規定により新設合併消滅会員証券取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（新設合併契約の内容を除く。）とする。

2| 法第百三十九条の六第五項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第五条第三項に掲げるものうち、新設合併設立会員証券取引所の定めるものをいう。

（吸収合併存続株式会社証券取引所の事前開示事項等）

（新設）

（新設）

第二十五条の九 法第百三十九条の七第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- 一 法第百三十九条第二号及び第三号に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項
 - 二 吸収合併消滅会員証券取引所(清算中の証券会員制法人を除く。)についての次に掲げる事項
 - イ 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅会員証券取引所の成立の日における貸借対照表)の内容
 - ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅会員証券取引所の成立の日。ハにおいて同じ。)後の日を臨時決算日(二以上の臨時決算日がある場合にあっては、最も遅いもの)とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
 - ハ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(吸収合併契約備置開始日(法第百三十九条の七第一項各号に掲げる日のいずれか早い日をいう。以下同じ。))後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)
 - 三 吸収合併消滅会員証券取引所(清算中の証券会員制法人に限る。)が法第百条の七第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表
 - 四 吸収合併存続株式会社証券取引所において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続株式会社証券取引所の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(吸収合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)
 - 五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社証券取引所の債務(法第百三十九条の十二第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項
 - 六 吸収合併契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
- 2] 法第百三十九条の七第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第五条第三項に掲げるものうち、吸収合併存続株式会社証券取引所が定めるものをいう。

(吸収合併存続株式会社証券取引所の純資産の額)

第二十五条の十 法第百三十九条の九第一項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、算定

(新設)

基準日（吸収合併契約を締結した日（当該吸収合併契約により当該これらの契約を締結した日と異なる時（当該吸収合併契約を締結した日後から当該吸収合併の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつて吸収合併存続株式会社証券取引所の純資産額とする方法とする。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 会社法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続株式会社証券取引所の成立の日）における評価・換算差額等に係る額

六 新株予約権の帳簿価額

七 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

2) 前項の規定にかかわらず、算定基準日において吸収合併存続株式会社証券取引所が清算株式会社（会社法第四百七十六条に規定する清算株式会社をいう。以下同じ。）である場合における法第三百三十九条の九第一項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、法第百条の七第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつて吸収合併存続株式会社証券取引所の純資産額とする方法とする。

（株式の数）

第二十五条の十一 法第三百三十九条の九第二項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数のいずれか小さい数とする。

- 一 特定株式（法第三百三十九条の九第二項に規定する行為に係る株主総会において議決権を行使することができることを内容とする株式をいう。以下この条において同じ。）の総数に二分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければならない旨の定款の定めがある場合にあつては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該株主総会に出席した当該特定株主（特定株式の株主をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならぬ旨の定款の定めがある場合にあつては、一から当該一定の割合を減じて得た割合）を乗じて得た数に一を加えた数
- 二 法第三百三十九条の九第二項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として一定

（新設）

の数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から吸収合併存続株式会社証券取引所に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となるときにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

- 三 法第百三十九条の九第二項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が同項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数
- 四 定款で定めた数

(計算書類に関する事項)

第二十五条の十二 法第百三十九条の十二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存続株式会社証券取引所が法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
 - イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁
 - ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁
 - ハ 電子公告(会社法第二十三条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)により公告をしているときは、同法第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項
- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社証券取引所が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 会社法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項
- 三 吸収合併存続株式会社証券取引所が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該吸収合併存続株式会社証券取引所が法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨
- 四 吸収合併存続株式会社証券取引所につき最終事業年度がない場合 その旨
- 五 吸収合併存続株式会社証券取引所が清算株式会社である場合 その旨
- 六 前各号に掲げる場合以外の場合 会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第六編第二章の規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

(吸収合併存続株式会社証券取引所の事後開示規制等)

第二十五条の十三 法第百三十九条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

(新設)

- 一 吸収合併が効力を生じた日
 - 二 吸収合併消滅会員証券取引所における法第百三十九条の三第五項において準用する法第百一条の四の規定による手続の経過
 - 三 吸収合併存続株式会社証券取引所における法第百三十九条の十一及び第百三十九条の十二の規定による手続の経過
 - 四 吸収合併により吸収合併存続株式会社証券取引所が吸収合併消滅会員証券取引所から承継した重要な権利義務に関する事項
 - 五 法第百三十九条の三第一項の規定により吸収合併消滅会員証券取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）
 - 六 会社法第九百二十一条の変更の登記をした日
 - 七 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項
- 2] 法第百三十九条の十三第三項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第五条の三に掲げるもののうち、吸収合併存続株式会社証券取引所の定めるものをいう。
- (新設合併消滅株式会社証券取引所の事前開示事項等)
- 第二十五条の十四 法第百三十九条の十四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第百三十九条の二第二項第六号及び第七号に掲げる事項についての定め
 - 二 新設合併消滅株式会社証券取引所が新株予約権を発行しているときは、法第百三十九条の二第二項第八号及び第九号に掲げる事項についての定め（当該事項についての定めとして、全部又は一部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する新設合併設立株式会社証券取引所の新株予約権の数及び金銭の額を零と定めた場合における当該定めを含む。）の相当性に関する事項
 - 三 新設合併消滅会員証券取引所（清算中の証券会員制法人を除く。）についての次に掲げる事項
 - イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅会員証券取引所の成立の日における貸借対照表）の内容
 - ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅会員証券取引所の成立の日）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
 - 四 新設合併消滅会員証券取引所（清算中の証券会員制法人に限る。）が法第百条の七第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表
 - 五 新設合併消滅証券取引所（清算中の証券会員制法人及び清算株式会社を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅証券取引所の成

(新設)

立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(新設合併契約備置開始日(法第百三十九条の第三項の総会の決議の五日前の日又は法第百三十九条の第十五第一項の株主総会の決議の二週間前の日)をいう。以下同じ。)後、新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

- 六 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立株式会社証券取引所の債務(他の新設合併消滅証券取引所から承継する債務を除く。)の履行の見込みに関する事項
- 七 新設合併契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

- 2) 法第百三十九条の第十四第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第五条の三に掲げるもののうち、新設合併消滅株式会社証券取引所の定めるものをいう。

(新設合併設立株式会社証券取引所の事後開示事項)

- 第二十五条の十五 法第百三十九条の第二十一第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 新設合併が効力を生じた日
- 二 法第百三十九条の十一の規定及び法第百三十九条の十二の規定による手続の経過
- 三 新設合併により新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併消滅証券取引所から承継した重要な権利義務に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

- 2) 法第百三十九条の第二十一第三項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第五条第三項に掲げるもののうち、新設合併設立株式会社証券取引所の定めるものをいう。

(合併認可申請書)

- 第二十六条 法第百四十条第一項の規定による認可を受けようとする者は、同条第二項の合併認可申請書に同条第三項に規定する書面又は電磁的記録を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 2 法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書面(これらの書面の作成に代えて電磁的記録が作成されている場合にあつては当該電磁的記録)とする。

- 一 合併契約の内容を記載した書面
- 二 (略)

- 三 合併後証券取引所(法第百四十条第二項に規定する合併後証券取引所をいう。以下同じ。)の定款、業務規程及び受託契約準則

- 四 合併を行う各証券取引所の合併総会(会員証券取引所にあつては法第百三十九条の第三

(新設)

- 第二十六条 法第百四十条第一項の認可を受けようとする者は、同条第二項の合併認可申請書に同条第三項に規定する書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 2 法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 合併契約書

- 二 (略)

- 三 合併後の証券取引所の定款、業務規程及び受託契約準則

- 四 合併を行う各証券取引所の合併総会(会員証券取引所にあつては法第百三十七条第一項

三項、第三百三十九条の四第二項又は第三百三十九条の五第三項の總會をいい、株式会社証券取引所にあつては法第百三十九条の八第一項又は第三百三十九条の十五第一項の株主總會をいう。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

五 (略)

六 合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所の役員履歴書、住民票の抄本若しくはこれに代わる書面又は沿革を記載した書面及び登記事項証明書並びにその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまで並びに会社法第三百三十一條第一項第三号及び第三百三十三條第三項に該当しないことを誓約する書面

七 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びに保有する議決権の数を記載した書面（合併後証券取引所が株式会社証券取引所である場合に限る。）

八 (略)

九 法第百三十九条の三第五項、第三百三十九条の四第四項及び第三百三十九条の五第五項において準用する法第百一条の四第二項又は法第百三十九条の十二第二項（法第百三十九条の十九において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（法第百三十九条の三第六項、第三百三十九条の四第五項、第三百三十九条の五第六項又は第三百三十九条の十二第三項（法第百三十九条の十九において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

十 合併により消滅する証券取引所の開設している取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引に関する業務の承継の方法を記載した書面

十一 証券取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面

十二 合併後証券取引所の事務の機構及び分掌を記載した書面

十三 その他法第百四十一条第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（合併認可申請書に添付すべき電磁的記録）

第二十六条の二 法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、第二条に掲げる電磁的記録とする。

の總會をいい、株式会社証券取引所にあつては商法第四百八条第一項の株主總會をいう。）の議事録

五 (略)

六 合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所の役員履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまで及び商法第二百五十四条ノ二第三号に該当しないことを誓約する書面

七 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びに保有する議決権の数を記載した書類（合併後の証券取引所が株式会社証券取引所である場合に限る。）

八 (略)

九 法第百四十三条において準用する商法第四百十二条第一項の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における証券取引所にあつては、これらの公告）の状況を記載した書類

十 合併により消滅する証券取引所の開設している取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引に関する業務の承継の方法を記載した書類

十一 証券取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書類

十二 合併後の証券取引所の事務の機構及び分掌を記載した書類

十三 その他法第百四十一条第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

（合併認可申請書に添付すべき電磁的記録）

第二十六条の二 法第百四十条第四項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、第二条に掲げる電磁的記録とする。

(合併に際しての計算に関し必要な事項)

第二十七条 法第四百十三条第二項の規定により内閣府令で定める合併に際しての計算に関し必要な事項は、次条から第二十七条の十までに定めるところによる。

(備え置くべき書類)

第二十七条 法第四百十三条において読み替えて準用する商法第四百八条ノ二第一項に規定する内閣府令に定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- 一 法第三百三十六条第二項第一号に掲げる合併の場合 次に掲げる書類
 - イ 合併契約書
 - ロ 各証券取引所において合併契約書の承認の決議をする総会の会日前六月以内に作成された合併をする各証券取引所の貸借対照表
 - ハ ロの貸借対照表が最終の貸借対照表でないときは、最終の貸借対照表
 - ニ 合併をする各証券取引所の最終の貸借対照表とともに作成された収支計算書
 - ホ ニの収支計算書のほかロの貸借対照表とともに収支計算書が作成されたときは、合併をする各証券取引所の当該収支計算書
- 二 法第三百三十六条第二項第二号に掲げる合併の場合次に掲げる書類
 - イ 合併契約書
 - ロ 消滅する証券取引所の会員に対する株式の割当てに関する事項について理由を記載した書面
 - ハ 各証券取引所において合併契約書の承認の決議をする総会(会員証券取引所にあつては法第三百二十七条第一項の総会をいい、株式会社証券取引所にあつては商法第四百八条第一項の株主総会をいう。)の会日前六月以内に作成された合併をする各証券取引所の貸借対照表
 - ニ ハの貸借対照表が最終の貸借対照表でないときは、最終の貸借対照表
 - ホ 合併をする各証券取引所の最終の貸借対照表とともに作成された収支計算書(株式会社証券取引所にあつては、損益計算書。へにおいて同じ。)
 - ヘ ホの収支計算書のほかハの貸借対照表とともに収支計算書が作成されたときは、合併をする各証券取引所の当該収支計算書
- 2| 法第四百十三条において読み替えて準用する商法第四百十四条ノ二第一項に規定する合併に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 法第四百十三条において準用する商法第四百十二条に規定する手続の経過
 - 二 合併の日
 - 三 合併の認可を受けた日
 - 四 合併により消滅した証券取引所から承継した財産の価額及び債務の額

(会計慣行のしん酌)

第二十七条の二 次条より第二十七条の十までの規定の用語の解釈及びその適用に関しては、

(新設)

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計慣行をしん酌しなければならない

（時価で評価する場合における吸収合併存続会員証券取引所の純財産）

第二十七条の三 吸収合併（法第百三十七条の吸収合併をいう。以下この条及び次条において

同じ。）により吸収合併存続会員証券取引所が承継する財産（以下「吸収合併対象財産」という。）の全部の取得原価を吸収合併に際して吸収合併存続会員証券取引所が吸収合併消滅会員証券取引所の会員に対して交付する財産（以下「吸収合併対価」という。）の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合において、吸収合併存続会員証券取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする

一 吸収合併後の吸収合併存続会員証券取引所の基本金額（以下「吸収合併後基本金額」という。）に次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併の直前の吸収合併存続会員証券取引所の基本金額（以下「吸収合併直前基本金額」という。）

ロ 吸収合併対価（吸収合併存続会員証券取引所の出資に係るものに限る。）の範囲内で吸収合併存続会員証券取引所が吸収合併契約の定めに従い定めた額

二 吸収合併後の吸収合併存続会員証券取引所の基本準備金額（以下「吸収合併後基本準備金額」という。）に次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併の直前の吸収合併存続会員証券取引所の基本準備金額（以下「吸収合併後基本準備金額」という。）

ロ 吸収合併対価から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、吸収合併存続会員証券取引所が吸収合併契約の定めに従い定めた額

2) 前項に規定する場合において、吸収合併に係る費用があるときは、当該費用のうち吸収合併対価として考慮すべきものをも吸収合併対価として考慮するものとする。

（基本金額も引き継ぐ場合における純財産）

第二十七条の四 吸収合併対象財産に吸収合併消滅会員証券取引所における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合において、吸収合併存続会員証券取引所の基本金額についても吸収合併消滅会員証券取引所における吸収合併の直前の基本金額を引き継ぐものとして計算すべきときは、吸収合併後の吸収合併存続会員証券取引所の次の各号に掲げるものの額は、当該各号に定める額とする。

一 吸収合併後基本金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前基本金額

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員証券取引所の基本金額

（新設）

（新設）

二 吸収合併後基本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前基本準備金額

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員証券取引所の基本準備金の額

(その他の場合における純財産)

第二十七条の五 前二条の規定を適用することにより純財産を計算することができない場合は計算することが適切でない場合において、吸収合併存続会員証券取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 吸収合併後基本金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前基本金額

ロ 吸収合併対象純資産額(吸収合併対象財産(資産に限る。)に付すべき価額から吸収合併対象財産(負債に限る。)を減じて得た合計額をいう。以下同じ。)(当該額が零未満である場合にあつては、零)の範囲内で吸収合併存続会員証券取引所が吸収合併契約の定めに従い定めた額

二 吸収合併後基本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前基本準備金額

ロ 吸収合併対象純資産額から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で吸収合併存続会員証券取引所が吸収合併契約の定めに従い定めた額

(会員証券取引所と株式会社証券取引所とが吸収合併する場合の法務省令の適用)

第二十七条の六 会員証券取引所と株式会社証券取引所とが吸収合併をする場合における会社計算規則第二編第二章第二節及び第三章第四節第一款の規定の適用については、「吸収合併消滅会社の資本金」とあるのは「吸収合併消滅会員証券取引所の基本金額」と、「吸収合併消滅会社の資本準備金」とあるのは「吸収合併消滅会員証券取引所の基本準備金」とする。

(時価等で評価する場合における新設合併設立会員証券取引所の純財産)

第二十七条の七 新設合併設立会員証券取引所が新設合併(法第百三十八条の新設合併をいう。以下第二十七条の九まで同じ。)により承継する財産(新設合併取得会員証券取引所(新設合併消滅会員証券取引所のうち、一の会員証券取引所の有する財産に付された新設合併直前の帳簿価額を当該財産に付すべき新設合併設立会員証券取引所における帳簿価額とすべき場合における当該一の会社をいう。以下同じ。))の財産を除く。以下この条において同じ。)の全部の取得原価を新設合併対価(新設合併に際して新設合併設立会員証券取引所が新設合併消滅会員証券取引所の会員に対して交付する財産をいう。以下この条において同じ。))の時価その他当該新設合併設立会員証券取引所が承継する財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合において、新設合併設立会員証券取引所の次の各号に掲げる額は、

(新設)

(新設)

(新設)

当該各号に定める額とする。

- 一 新設合併設立会員証券取引所の設立時の基本金の額（以下「設立時基本金額」という。）
 - イ 新設合併簿価会員資本額（新設合併により新設合併設立会員証券取引所が承継する財産（資産に限る。）に付すべき価額から新設型再編対象財産（負債に限る。）に付すべき価額を減じて得た額（新設合併取得会員証券取引所から承継するものに係るものに限る。）をいう。以下同じ。）（当該額が零未満である場合にあつては、零）の範囲内で、新設合併消滅会員証券取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）
 - 二 新設合併設立会員証券取引所の設立時の基本準備金の額（以下「設立時資本準備金額」という。）
 - イ 及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、新設合併消滅会社が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）
 - イ 新設合併簿価会員資本額（当該新設合併取得会員証券取引所部分新設合併簿価会員資本額が零未満である場合にあつては、零）
 - ロ 新設合併対価時価
 - ハ 設立時資本金額
- 2 前項に規定する場合において、新設合併に係る費用があるときは、当該費用のうち新設合併対価として考慮すべきものをも新設合併対価として考慮するものとする。

（資本金等も引き継ぐ場合における純財産）

第二十七条の八 新設合併対象財産（新設合併により新設合併設立会員証券取引所が承継する財産をいう。次条において同じ。）に全部の新設合併消滅会員証券取引所における新設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合において、新設合併設立会員証券取引所の基本金及び基本準備金についても全部の新設合併消滅会員証券取引所における新設合併の直前の基本金及び基本準備金を引き継ぐべきときは、新設合併設立会員証券取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

- 一 設立時基本金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員証券取引所基本金の額の合計額
- 二 設立時基本準備金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員証券取引所の基本準備金の額の合計額

（その他の場合における純財産）

第二十七条の九 前二条の規定を適用することにより純財産を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合には、新設合併設立会員証券取引所の次の各号に掲げる額は当該各号に定める額とする。

- 一 設立時基本金額 非承継消滅会員証券取引所（新設合併消滅会員証券取引所の会員に交付する新設型再編対価が存しない場合における当該新設合併消滅会員証券取引所以外の新設合併消滅会員証券取引所をいう。以下この条において同じ。）の新設合併対象純資産（

（新設）

（新設）

新設合併対象財産（資産に限る。）から新設合併対象財産（負債に限る。）を減じて得た額をいう。以下同じ。）（当該新設合併簿価会員資本額が零未満である場合にあつては、零。以下この条において同じ。）の範囲内で、新設合併消滅会員証券取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

二 設立時資本準備金額 新設合併対象純資産から前号に掲げる額を減じて得た額の範囲内で新設合併消滅会員証券取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

（会員証券取引所と株式会社証券取引所とが新設合併する場合の法務省令の適用）

第二十七条の十 会員証券取引所と株式会社証券取引所とが新設合併をする場合における会社計算規則第二編第三章第六節第二款の規定の適用については、「直前の資本金」とあるのは「直前の基本金又は資本金」と、「直前の資本準備金」とあるのは「直前の基本準備金又は資本準備金」と、「新設合併消滅会社の資本金」とあるのは「新設合併消滅会社の基本金又は資本金」と、「新設合併消滅会社の資本準備金」とあるのは「新設合併消滅会社の基本準備金又は資本準備金」とする。

（定款変更等の認可申請）

第二十八条 証券取引所は、法第百四十九条第一項の規定により定款、業務規程又は受託契約準則の変更について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 定款を変更する場合には、その決議を行つた総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

（役員等に係る変更届出）

第二十九条 (略)

2 証券取引所は、次の各号に掲げる場合において前項の書類を提出しようとするときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 新たに役員に就任した者があつた場合 当該役員の履歴書、住民票の抄本若しくはこれに代わる書類又は沿革を記載した及び書面登記事項証明書並びにその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまで並びに会社法第三百三十一条第一項第三号及び第三百三十三条第三項の規定に該当しないことを誓約する書類

二 (略)

（提出書類）

（新設）

（定款変更等の認可申請）

第二十八条 証券取引所は、法第百四十九条第一項の規定により定款、業務規程又は受託契約準則の変更について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 定款を変更する場合には、その決議を行つた総会の議事録

（役員等に係る変更届出）

第二十九条 (略)

2 証券取引所は、次の各号に掲げる場合において前項の書類を提出しようとするときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 新たに役員に就任した者があつた場合 当該役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書類並びにその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまで及び商法第二百五十条ノ二第三号の規定に該当しないことを誓約する書類

二 (略)

（提出書類）

第三十条 証券取引所は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を総会において承認したときは、法第百八十八条の規定により、遅滞なく、当該書類を金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株式会社証券取引所 会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類及び事業報告

2 証券取引所は、前項の規定に基づき書類を提出する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 四 (略)

五 次に掲げる書類（株式会社証券取引所の場合に限る。）

イ 会社法第四百三十五条第二項の附属明細書

ロ・ハ (略)

六 子会社に関する次に掲げる書類

イ 五ハ (略)

ニ 株主資本等変動計算書

3 5 (略)

6 証券取引所は、電子情報処理組織に異常が発生し、当該電子情報処理組織を使用して有価証券の売買等、相場の公表若しくは受渡しその他の決済又は令第三十条第一項第二号に規定する公衆の縦覧を継続的に行わせることが困難となった場合には、法第百八十八条の規定により、直ちにその旨を金融庁長官に報告し、遅滞なく、当該異常発生の概要、原因、処理、要改善事項その他必要な事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。

7 (略)

第三十条の二 証券取引所持株会社は、法第百八十八条の規定に基づき、会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類及び事業報告を、毎事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に提出しなければならない。

第三十条 証券取引所は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を総会において承認したときは、法第百八十八条の規定により、遅滞なく、当該書類を金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株式会社証券取引所 商法第二百八十一条第一項又は商法特例法第二十一条の二十六第一項に規定する次に掲げる書類

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 営業報告書

ニ 利益の処分又は損失の処理に関する議案

2 証券取引所は、前項の規定に基づき書類を提出する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 四 (略)

五 次に掲げる書類（株式会社証券取引所の場合に限る。）

イ 商法第二百八十一条第一項又は商法特例法第二十一条の二十六第一項の附属明細書

ロ・ハ (略)

六 子会社に関する次に掲げる書類

イ 五ハ (略)

ニ 利益処分又は損失の処理に関する事項を記載した書面

3 5 (略)

6 証券取引所は、電子情報処理組織に異常が発生し、当該電子情報処理組織を使用して有価証券の売買等、相場の公表若しくは受渡しその他の決済又は証券取引法施行令（昭和四十年政令第百二十一号）第三十条第一項第二号に規定する公衆の縦覧を継続的に行わせることが困難となった場合には、法第百八十八条の規定により、直ちにその旨を金融庁長官に報告し、遅滞なく、当該異常発生の概要、原因、処理、要改善事項その他必要な事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。

7 (略)

第三十条の二 証券取引所持株会社は、法第百八十八条の規定に基づき、商法第二百八十一条第一項又は商法特例法第二十一条の二十六第一項に規定する次に掲げる書類を、毎事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に提出しなければならない。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 営業報告書

四 利益の処分又は損失の処理に関する事項を記載した書面

2 証券取引所持株式会社は、前項の規定に基づき書類を提出する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 次に掲げる書類

イ 会社法第四百三十五条第二項の附属明細書

ロ・ハ (略)

三 子会社に関する次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

ニ 株主資本等変動計算書

3 証券取引所持株式会社は、次に掲げる書類を取締役会において承認したときは、法第百八十八条の規定により、遅滞なく、当該書類を金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 毎事業年度の予算書又はこれに準ずる書面

4 (略)

別表第一(第二十条、第二十一条関係)

告知すべき場合	通知、公表又は報告事項	(略)
(略)	(略)	(略)
毎日	一・二 (略) 三 出資証券、新株予約権証券、日経三百株価指数連動型上場投資信託の受益証券その他これらに準ずる有価証券として当該証券取引所が業務規程に定めるもの(以下「出資証券等」という。)は、銘柄別に、額面金額、売買成立価格(最高価格、最低価格及び最終価格)及び数量 四〜七 (略)	(略)

2 証券取引所持株式会社は、前項の規定に基づき書類を提出する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 次に掲げる書類

イ 商法第二百八十一条第一項又は商法特例法第二十一条の二十六第一項の附属明細書

ロ・ハ (略)

三 子会社に関する次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

ニ 利益処分又は損失の処理に関する事項を記載した書面

3 証券取引所持株式会社は、次に掲げる書類を取締役会において承認したときは、法第百八十八条の規定により、遅滞なく、当該書類を金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 毎営業年度の予算書又はこれに準ずる書面

4 (略)

別表第一(第二十条、第二十一条関係)

告知すべき場合	通知、公表又は報告事項	(略)
(略)	(略)	(略)
毎日	一・二 (略) 三 出資証券、新株引受権証券、新株予約権証券、日経三百株価指数連動型上場投資信託の受益証券その他これらに準ずる有価証券として当該証券取引所が業務規程に定めるもの(以下「出資証券等」という。)は、銘柄別に、額面金額、売買成立価格(最高価格、最低価格及び最終価格)及び数量 四〜七 (略)	(略)

証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十六号）

改正案	現行																																																																																																																																																																		
<p>別紙様式四</p> <p style="text-align: center;">売買状況表</p> <p>株券（内国株式・普通株式）（平成 年 月 日～平成 年 月 日） （略）</p> <p>株券（外国株式）（平成 年 月 日～平成 年 月 日） （略）</p> <p>受益証券（平成 年 月 日～平成 年 月 日） （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>別紙様式四</p> <p style="text-align: center;">売買状況表</p> <p>株券（内国株式・普通株式）（平成 年 月 日～平成 年 月 日） （略）</p> <p>株券（外国株式）（平成 年 月 日～平成 年 月 日） （略）</p> <p>受益証券（平成 年 月 日～平成 年 月 日） （略）</p> <p>新株引受権証書（平成 年 月 日～平成 年 月 日）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">月別 株数及び代金</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>株数</th> <th>代金</th> <th>株数</th> <th>代金</th> <th>株数</th> <th>代金</th> <th>株数</th> <th>代金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">売 買 高</td> <td style="text-align: center;">株</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">内 訳</td> <td>通常の 売買制 度によ る取引</td> <td>普通取引</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>当日取引</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特約日取引</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>発行日取引</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>過誤訂正等による取引</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1 日 平 均</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">最 高</td> <td style="text-align: center;">(日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">最 低</td> <td style="text-align: center;">(日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">平均価格(1枚につき)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">売 買 日 数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">月別 株数及び代金</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>株数</th> <th>代金</th> <th>株数</th> <th>代金</th> <th>株数</th> <th>代金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">売 買 高</td> <td style="text-align: center;">株</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">株</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">株</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通常の 普通取引</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	月別 株数及び代金								株数	代金	株数	代金	株数	代金	株数	代金	売 買 高		株	円	株	円	株	円	株	円	内 訳	通常の 売買制 度によ る取引	普通取引									当日取引									特約日取引									発行日取引									計									過誤訂正等による取引									1 日 平 均										最 高		(日)	最 低		(日)	平均価格(1枚につき)										売 買 日 数										区分	月別 株数及び代金				合 計		株数	代金	株数	代金	株数	代金	売 買 高		株	円	株	円	株	円		通常の 普通取引																				
区分	月別 株数及び代金																																																																																																																																																																		
	株数	代金	株数	代金	株数	代金	株数	代金																																																																																																																																																											
売 買 高		株	円	株	円	株	円	株	円																																																																																																																																																										
内 訳	通常の 売買制 度によ る取引	普通取引																																																																																																																																																																	
		当日取引																																																																																																																																																																	
		特約日取引																																																																																																																																																																	
		発行日取引																																																																																																																																																																	
		計																																																																																																																																																																	
	過誤訂正等による取引																																																																																																																																																																		
1 日 平 均																																																																																																																																																																			
最 高		(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)																																																																																																																																																										
最 低		(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)																																																																																																																																																										
平均価格(1枚につき)																																																																																																																																																																			
売 買 日 数																																																																																																																																																																			
区分	月別 株数及び代金				合 計																																																																																																																																																														
	株数	代金	株数	代金	株数	代金																																																																																																																																																													
売 買 高		株	円	株	円	株	円																																																																																																																																																												
	通常の 普通取引																																																																																																																																																																		
<p>（削る）</p>	<p>（削る）</p>																																																																																																																																																																		

誤	る取引	発行日取引						
		計						
	過誤訂正等による取引							
1日平均								
最高			(日)	(日)	(日)	(日)	(月日) (月日)	
最低			(日)	(日)	(日)	(日)	(月日) (月日)	
平均価格(1枚につき)								
売買日数								

新株予約権証券（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

株価指数先物（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

株価指数オプション（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

株券オプション（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

債券（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

新株予約券付社債券（内国）（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

新株予約券付社債券（外国）（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

外貨建外国債券（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

債券先物（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

債券先物オプション（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

新株予約権証券（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

株価指数先物（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

株価指数オプション（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

株券オプション（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

債券（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

新株予約券付社債券（内国）（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

新株予約券付社債券（外国）（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

外貨建外国債券（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

債券先物（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

債券先物オプション（平成 年 月 日～平成 年 月 日）
（略）

別紙様式十の二

貸借対照表
(年 月 日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目		科 目	金 額
<u>I 流動資産</u>		<u>I 流動負債</u>	
現金及び預金		短期借入金	
有価証券		営業未払金	
営業未収入金		未払費用	
前払費用		未払消費税等	
短期差入保証金		未払法人税等	
前払年金費用		繰延税金負債	
売買・取引証拠金等特定資産		前受金	
違約損失準備預託金特定資産		前受収益	
清算預託金特定資産		引当金	
前日差入担保金特定資産		賞与引当金	
未収法人税等		
繰越税金資産		預り売買・取引証拠金	
その他		預り清算基金	
貸倒引当金		預り前日差入担保金	
<u>II 固定資産</u>		預り取引参加者保証金	
<u>1 有形固定資産</u>		預り違約損失準備金	
建物		従業員預り金	
構築物		株主、役員又は従業員から	
情報システム設備		の短期借入金	
車両運搬具		その他	
機械及び装置		<u>II 固定負債</u>	
器具・備品		長期借入金	
土地		関係会社長期借入金	
建設仮勘定		株主、社員又は従業員から	
<u>2 無形固定資産</u>		の長期借入金	
ソフトウェア		長期未払金	
その他		長期預り金	
<u>3 投資その他の資産</u>		受入保証金	
投資有価証券		預り信託金	
関係会社株式		引当金	
関係会社社債		退職給付引当金	
出資金		

別紙様式十の二

貸借対照表
(年 月 日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目		科 目	金 額
<u>I 流動資産</u>		<u>I 流動負債</u>	
現金及び預金		短期借入金	
有価証券		営業未払金	
営業未収入金		未払費用	
前払費用		未払消費税等	
短期差入保証金		未払法人税等	
前払年金費用		繰延税金負債	
売買・取引証拠金等特定資産		前受金	
違約損失準備預託金特定資産		前受収益	
清算預託金特定資産		引当金	
前日差入担保金特定資産		賞与引当金	
未収法人税等		
繰越税金資産		預り売買・取引証拠金	
その他		預り清算基金	
貸倒引当金		預り前日差入担保金	
<u>II 固定資産</u>		預り取引参加者保証金	
<u>1 有形固定資産</u>		預り違約損失準備金	
建物		従業員預り金	
構築物		株主、役員又は従業員から	
情報システム設備		の短期借入金	
車両運搬具		その他	
機械及び装置		<u>II 固定負債</u>	
器具・備品		長期借入金	
土地		関係会社長期借入金	
建設仮勘定		株主、社員又は従業員から	
<u>2 無形固定資産</u>		の長期借入金	
ソフトウェア		長期未払金	
その他		長期預り金	
<u>3 投資その他の資産</u>		受入保証金	
投資有価証券		預り信託金	
関係会社株式		引当金	
関係会社社債		退職給付引当金	
出資金		

<u>関係会社出資金</u> <u>長期貸付金</u> <u>株主、役員又は従業員に対する長期貸付金</u> <u>関係会社長期貸付金破産債権、更正債権</u> <u>その他これらの準ずる債権</u> <u>長期前払費用</u> <u>繰越税金資産</u> <u>差入保証金</u> <u>信託金特定資産</u> <u>違約損失積立金特定預金</u> <u>その他</u> <u>貸倒引当金</u> <u>III繰延資産</u> <u>創立費</u> <u>開業費</u> <u>新株発行費</u> <u>社債発行費</u> <u>社債発行差金</u> <u>開発費</u> <u>建設利息</u>		<u>その他</u>	
		<u>負債合計</u>	
		<u>純資産の部</u>	
		<u>(純資産の部)</u>	
		<u>I株主資本</u> <u>資本金</u> <u>新株式申込証拠金</u> <u>資本剰余金</u> <u>資本準備金</u> <u>その他資本剰余金</u> <u>利益剰余金</u> <u>利益準備金</u> <u>その他利益剰余金</u> <u>違約損失積立金</u> <u>先物取引等違約損失積立金</u> <u>建物・機械積立金</u> <u>別途積立金</u> <u>・・・・・・・・</u> <u>繰越利益剰余金</u> <u>自己株式</u> <u>自己株式申込証拠金</u> <u>II評価・換算差額等</u> <u>その他有価証券評価差額金</u> <u>繰延ヘッジ損益</u> <u>土地再評価差額金</u> <u>III新株予約権</u>	
<u>純資産合計</u>			
<u>資産合計</u>		<u>負債・純資産合計</u>	

(記載上の注意)

1. 上記の様式によりがたい場合は、当該様式に準じて記載すること。
2. 該当科目がない場合は記載を要しない。

<u>関係会社出資金</u> <u>長期貸付金</u> <u>株主、役員又は従業員に対する長期貸付金</u> <u>関係会社長期貸付金破産債権、更正債権</u> <u>その他これらの準ずる債権</u> <u>長期前払費用</u> <u>繰越税金資産</u> <u>差入保証金</u> <u>信託金特定資産</u> <u>違約損失積立金特定預金</u> <u>その他</u> <u>貸倒引当金</u> <u>III繰延資産</u> <u>創立費</u> <u>開業費</u> <u>新株発行費</u> <u>社債発行費</u> <u>社債発行差金</u> <u>開発費</u> <u>建設利息</u>		<u>その他</u>	
		<u>負債合計</u>	
		<u>資本の部</u>	
		<u>I資本金</u> <u>II資本剰余金</u> <u>資本準備金</u> <u>その他の資本剰余金</u> <u>III利益剰余金</u> <u>利益準備金</u> <u>任意積立金</u> <u>違約損失積立金</u> <u>先物取引等違約損失積立金</u> <u>建物・機械積立金</u> <u>別途積立金</u> <u>・・・・・・・・</u> <u>当期末処分利益</u>	
		<u>資本合計</u>	
<u>資産合計</u>		<u>負債・資本合計</u>	

(記載上の注意)

1. 上記の様式によりがたい場合は、当該様式に準じて記載すること。
2. 該当科目がない場合は記載を要しない。

別紙様式十の四

株主資本等変動計算書

(新設)

株主資本		
資本金	前期末残高	XXX
	当期変動額 新株の発行	XXX
	当期末残高	XXX
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	XXX
	当期変動額 新株の発行	XXX
	当期末残高	XXX
その他資本剰余金	前期末残高及び	
	当期末残高	XXX
資本剰余金合計	前期末残高	XXX
	当期変動額	XXX
	当期末残高	XXX
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	XXX
	当期変動額 剰余金の配当に伴う積立 て	XXX
	当期末残高	XXX
その他利益剰余金		
XX 積立金	前期末残高及び	
	当期末残高	XXX
繰越利益剰余金	前期末残高	XXX
	当期変動額 剰余金の配当	△XXX
	当期純利益	XXX
	当期末残高	XXX
利益剰余金合計	前期末残高	XXX
	当期変動額	XXX
	当期末残高	XXX
自己株式	前期末残高	△XXX
	当期変動額 自己株式の処分	XXX
	当期末残高	△XXX
株主資本合計	前期末残高	XXX
	当期変動額	XXX

	当期末残高	XXX
評価・換算差額等		
その他有価証券評価		
差	前期末残高	XXX
額金	当期変動額(純額)	XXX
	当期末残高	XXX
繰延ヘッジ損益	前期末残高	XXX
	当期変動額(純額)	XXX
	当期末残高	XXX
評価・換算差額等合計	前期末残高	XXX
	当期変動額	XXX
	当期末残高	XXX
新株予約権	前期末残高	XXX
	当期変動額(純額)	XXX
	当期末残高	XXX
純資産合計	前期末残高	XXX
	当期変動額	XXX
	当期末残高	XXX

(記載上の注意)

1. 各項目について期中における変動がない場合には、「前期末残高及び当期末残高」のみを表示することができる。
2. その他利益剰余金及び評価・換算差額等については、それらの内訳科目の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他利益剰余金及び評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
3. 各合計額の記載は省略することができる。
4. 株主資本の各項目について表中の変動事由以外の変動事由に基づく当期変動額があるときは、当該変動事由及び当期変動額についても記載すること。また、株主資本以外の各項目は、変動事由ごとにその金額を記載することができる。これらの場合、株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる。

当期純損益								当期純損益							
配当の状況 (1株あたり)	(円)	(円)	(円)	当所への配当				配当の状況 (1株あたり)	(円)	(円)	(円)	当所への配当			

別表様式十二

1. 上場有価証券総括表

(平成 年 月分)

区 分			前月末	新規上場	市場第一部 への指定	市場第二部 への 指定替え	旧株式への 合併等	上場廃止	当月末	備考
内国株券	市場	会社数								
	第一部	銘柄数								
	市場	会社数								
	第二部	銘柄数								
	合計	会社数								
		銘柄数								
外国株券	会 社 数									
	銘 柄 数									
優先株券	会 社 数									
	銘 柄 数									
新株予約権 証券	会 社 数									
	銘 柄 数									
債券	会 社 数									
	銘 柄 数									
新株予約権 付社債券	会 社 数									
	銘 柄 数									

2. 新規上場有価証券

区 分	銘 柄	上場届出年月日	上場年月日
内 国 株 券	(第一部)		
	(第二部)		
外 国 株 券			
新株予約権証券			
債 券			
新株予約権付社債券			

別表様式十二

1. 上場有価証券総括表

(平成 年 月分)

区 分			前月末	新規上場	市場第一部 への指定	市場第二部 への 指定替え	旧株式への 合併等	上場廃止	当月末	備考
内国株券	市場	会社数								
	第一部	銘柄数								
	市場	会社数								
	第二部	銘柄数								
	合計	会社数								
		銘柄数								
外国株券	会 社 数									
	銘 柄 数									
新株引受権 証券	会 社 数									
	銘 柄 数									
優先株券	会 社 数									
	銘 柄 数									
新株予約権 証券	会 社 数									
	銘 柄 数									
債券	会 社 数									
	銘 柄 数									
新株予約権 付社債券	会 社 数									
	銘 柄 数									

2. 新規上場有価証券

区 分	銘 柄	上場届出年月日	上場年月日
内 国 株 券	(第一部)		
	(第二部)		
外 国 株 券			
新株引受権証券	(第一部)		
	(第二部)		
新株予約権証券			
債 券			
新株予約権付社債券			

3. 上場廃止有価証券

区 分	銘 柄	上場廃止届出申請年月日	上場廃止年月日
内 国 株 券	(第一部)		
	(第二部)		
外 国 株 券			
新株予約権証券			
債 券			
新株予約権付社債券			

4. 監理（整理）ポスト割当て（解除）株券
（略）

5. 市場第一部指定及び市場第二部指定替え株券
（略）

3. 上場廃止有価証券

区 分	銘 柄	上場廃止届出年月日	上場廃止年月日
内 国 株 券	(第一部)		
	(第二部)		
外 国 株 券			
新株引受権証書	(第一部)		
	(第二部)		
新株予約権証券			
債 券			
新株予約権付社債券			

4. 監理（整理）ポスト割当て（解除）株券
（略）

5. 市場第一部指定及び市場第二部指定替え株券
（略）